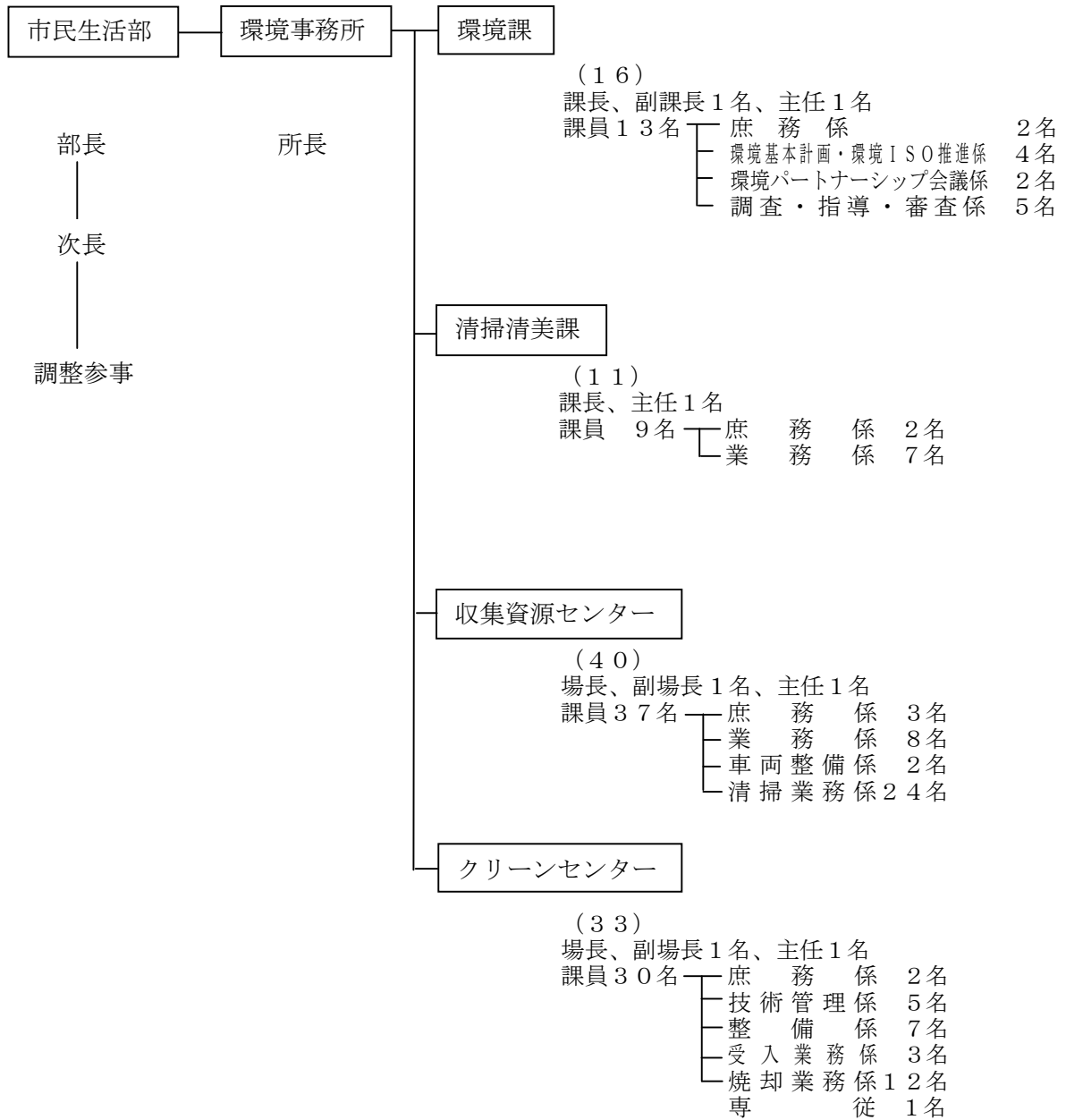


※ 平成21年4月1日現在

1 環境行政組織



※美山・越廼・清水の各総合支所の市民福祉課に環境担当者を配置

2 環境事務所事務分掌

環境課

- (1) 環境保全に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 環境基本計画の推進に関すること。
- (3) 地球温暖化防止に係る施策の推進に関すること。
- (4) 自然エネルギーの普及の推進に関すること。
- (5) 環境保全に関する活動の推進及び環境保全に関する活動を実施する市民、団体等との連携の推進に関すること。
- (6) 「ISO14001」の推進に関すること。
- (7) 資源循環型社会の構築に向けた施策の企画及び推進に関すること。
- (8) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下及び土壌汚染の調査、監視及び指導に関すること。
- (9) 公害防止協定に関すること。
- (10) 公害防止思想の普及及び啓発に関すること。
- (11) 前3号に掲げるもののほか、公害防止に関すること。
- (12) 所の他の課等の所管に属さないこと。

清掃清美課

- (1) 清掃事業の企画及び運営に関すること。
- (2) 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。以下この項において同じ。）の処理手数料に関すること。
- (3) 一般廃棄物の処理業に係る許可及び指導監督に関すること。
- (4) あき地等の清潔保持の指導に関すること。
- (5) 西別所産業廃棄物施設の監視に関すること。
- (6) 野外焼却の指導監督に関すること。

収集資源センター

- (1) 一般廃棄物の収集運搬に関すること。
- (2) 資源ごみに関すること。
- (3) 一般廃棄物処理手数料に関すること。
- (4) 施設の管理に関すること。

クリーンセンター

- (1) 一般廃棄物の焼却及び処分に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理手数料に関すること。
- (3) 余熱の供給に関すること。
- (4) 旧東山センター集水池の管理に関すること。
- (5) 施設の管理に関すること。
- (6) 環境分析に関すること。
- (7) 地元協定に係る公害防止に関すること。

3 環境行政の歩み

年月日	事 項
S44. 4. 1	総務部総務課内に公害係を新設
4. 19	「福井市公害対策に関する規程」を施行
9. 1	騒音規制法に基づく指定地域となる
45.10. 1	総務部公害交通課となる 二酸化鉛法による硫黄酸化物測定を開始
12. 1	大気汚染自動測定記録装置による測定を開始
46. 9. 1	総務部公害課となる
47. 4. 1	「福井市公害対策審議会設置条例」を施行
5. 1	「福井市公害モニター設置要綱」を施行
6. 5	交通騒音測定を開始
10. 1	「福井市公害対策に関する規程」を廃し、「福井市公害対策会議設置規程」及び「福井市公害苦情処理規程」を施行
10. 6	環境騒音実態調査を開始
48.12. 1	降下ばいじん測定を開始
49.10. 1	機構改革により生活環境部環境保全課となる
50. 3.31	福井市公害モニター制度を廃止(4月1日より市政モニター制度発足)
11. 6	公害分析室が完成(昭和55年3月31日拡張)
51. 4. 1	「福井市環境保全基本条例」を施行
4.31	地盤沈下観測所を設置、測定を開始
7.26	地下水揚水量等実態調査を開始
52. 4. 1	「福井市公害防止条例」を施行(一部9月30日施行) 河川の水質定期調査を開始
9.30	「福井市公害防止条例施行規則」を施行
53. 3.30	大気環境監視テレメータシステムが完成(4月1日測定開始)
4. 1	海域の水質定期調査を開始
9.12	水準測量による地盤変動の調査を開始
57.11. 1	「福井市地下水の採取に関する要綱」を施行
59.12.28	地盤沈下監視システムが完成(昭和60年2月1日測定開始)
H 4. 9.22	福井市議会が「環境を守るための都市宣言」を宣言
6.10. 1	機構改革により、市民生活部環境事務所環境対策課となる
11. 3.30	騒音規制法及び振動規制法に基づく指定地域を変更
11. 4. 1	「福井市環境基本条例」を施行
10. 4	「福井市公害防止条例」を全部改正(平成12年4月1日施行)
H11.11. 1	「福井市公害防止条例施行規則」を全部改正(平成12年4月1日施行)
10.28	国際規格 ISO14001 の認証取得

12. 4. 1	機構改革により、環境対策課が「環境政策課」と「環境保全課」となる
12.11. 1	特例市の指定を受け、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に係る事務権限が一部移譲される
11.13	新環境基準に係る自動車交通騒音の測定及び評価の実施（平成 12 年 11 月 29 日測定開始）
13. 2.16	「福井市環境基本計画」を庁議で決定
13. 2.16	「福井市市環境物品等購入指針」を決定
13. 4. 2	ISO14001 環境マネジメントシステムのマニュアルを「福井市役所地球温暖化対策実行計画」として位置付ける
13. 8. 6	「福井市環境パートナーシップ会議」（市民・事業者・行政の協働による環境基本計画の推進組織）の発足
14. 4. 1	環境政策課内に資源循環型社会推進室が新設される
14. 7	「ムダー掃（ISO）ファミリープラン」（家庭版環境 ISO）の取組開始
14. 7.13 ～21	地域環境リーダー養成の一環として、市民による「環境の翼」（欧州の環境先進都市視察研修）が実施される
15.11.11	「エコアクション 21 ふくい」の制定
15.12	「福井市環境マネジメントシステム認証協会」（上記規格の認証機関）の設立
15.12	福井市ごみ削減・リサイクル推進アクションプラン（行動計画）を策定
16. 5.12	「エコアクション 21 ふくい」の第 1 回認証（3 社）
16.11	「紙ごみリサイクルネットふくい」の設立
17. 3.31	機構改革により資源循環型社会推進室が廃止される
17. 3.31	騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく指定地域を告示
17. 4	「エコイベントマニュアル」の作成
18. 1.31	市町村合併に伴い騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく指定地域を一部変更し告示
18. 2	「福井市地域新エネルギービジョン」の策定
18. 7	「学校版環境 ISO」認定制度 18 校で取組開始
19. 3	「福井市環境基本計画」の一部改定
20. 4	「学校版環境 ISO」認定制度 市立幼・小・中学校の全 6 8 校が参加
20.10.28	環境マネジメントシステム ISO14001 の審査登録から「自己宣言」へ移行
21. 2. 4	「福井市における買物袋持参推進及びレジ袋削減に関する協定」の締結 ※ 1 1 事業者、市民団体「福井市くらしの会」、福井市の三者協定
21. 4. 1	機構改革により、環境政策課と環境保全課が「環境課」となる
〃	レジ袋の無料配布中止スタート（1 1 事業者 7 3 店舗）
〃	悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準を変更し告示（平成 22 年 4 月 1 日施行）

4 清掃行政の歩み

年 月 日	事 項
S12. 10	上北野塵芥焼却場竣工
19. 4. 1	「福井市し尿取扱手数料条例」、「同施行規則」を施行
28. 4. 1	「福井市塵芥処理条例」を施行
29. 11. 8	「福井市清掃条例」、「同施行規則」を施行
34. 9. 15	機構改革により厚生部衛生課となる
36. 10. 18	南江守センター竣工
37. 11. 1	総機構改革により衛生課から分離され、清掃課となる
38. 4. 1	福井市清掃条例の改正により、一般家庭のごみ収集手数料賦課開始
38. 10. 1	環境衛生課と改称
43. 4. 1	福井市清掃条例の改正により、全収集地区において、袋入れステーション方式による週 1 回定曜日収集の実施 同時に一般家庭のごみ収集手数料全廃粗大ごみの有料化
11. 1	清掃事務所と改称
47. 3. 31	東山清掃センター竣工
10. 1	機構改革により、清掃事務所が「業務課」、「南江守センター」、「東山センター」の 1 課 2 場となる
49. 10. 1	機構改革により、厚生部が廃止され、生活環境部となる
52. 4. 1	「福井市あき地等の清潔保持に関する条例」を施行
57. 8	直営による缶類、カレットガラスのリサイクル開始
H 3. 4. 1	東山センター廃止
〃	クリーンセンター稼動
6. 4. 1	境浄化センターし尿投入所稼動
10. 1	機構改革により、生活環境部改め、市民生活部となり、業務課が清掃清美課となる
7. 10. 1	福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター完成
8. 7. 1	福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例全部改正（指定袋、手数料等）
8. 11. 1	指定ごみ袋制度開始
9. 4. 1	指定ごみ袋制度完全実施
10. 1	「福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」の施行
12. 10	収集資源センター管理棟増設竣工
10. 10. 1	ペットボトル資源回収を市全域で実施
15. 3	クリーンセンターのダイオキシン対策工事完了
15. 4. 1	プラスチック製容器包装、ダンボール及び紙製容器の分別収集開始
16. 4. 1	家庭用指定袋で 3 色化試行開始

20. 4. 1	紙パック分別収集及び資源回収を市全域で実施
〃	越廼区域において紙製容器包装の分別収集開始
21. 4. 1	プラスチック製容器包装 隔週収集から毎週収集へ 美山地区の可燃ごみをクリーンセンターへ搬入